

29 嘉総第170号
平成29年7月27日

様

嘉麻市長 赤間 幸弘
(総務課総務係)

嘉麻市地域公共交通会議委員の推薦について

時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて当市では、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項について協議を行う「嘉麻市地域公共交通会議」を設置しており、市民で組織された団体の代表者及びその団体が推薦する方に委員の推薦をお願いしているものであります。

つきましては、標記委員として貴団体より1名のご推薦をいただきたく、貴職の特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

※嘉麻市では「第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」において「市の審議会等における女性の参画」を推進しています。女性委員登用へのご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

(前委員) 様

記

1. 委嘱期間 平成29年9月1日から平成31年8月31日まで
2. 設置条例・規則 別紙のとおり
3. 依頼事項 別紙「委員推薦書」及び「委員就任承諾書」を平成29年8月21日(月)までにご返送くださいますようお願いいたします。

〒820-0592

嘉麻市上臼井446番地1

嘉麻市 総務課 総務係

担当：和智 康考

電話：0948-62-5660（内線：1121）

FAX：0948-62-5610

平成29年 月 日

嘉麻市長 赤間 幸弘 様
(総務課総務係)

機関名
代表者

印

委員推薦書

このことについて、平成29年7月27日付け29嘉総第170号を以って依頼のあった委員の推薦については、下記の者を推薦いたします。

記

○推薦する者

役職名

氏名

役職の任期 平成29年9月1日から平成31年8月31日まで

委員就任承諾書

平成29年 月 日

嘉麻市長 赤間 幸弘 様
(総務課総務係)

住 所
氏 名

印

このことについて、平成29年7月27日付け29嘉総第170号を以って依頼のあった嘉麻市地域公共交通会議委員への就任について承諾いたします。

嘉麻市地域公共交通会議設置条例

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第3条の規定による持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進を図るために必要な事項を協議調整するため、嘉麻市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 交通の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関すること。
- (4) 活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (5) 網形成計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議は委員17人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体等が推薦する者
3人以内
- (3) 関係機関の職員 4人以内
- (4) 市民で構成された団体の代表者及びその団体が推薦する者 4人
以内
- (5) 学識経験者 1人以内
- (6) 市民からの公募による者 2人以内
- (7) その他市長が必要と認める者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議において、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議の出席を依頼し、助言を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、会議で協議する事項を調査検討させるため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、交通会議の委員のうちから会長が指名する。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、交通会議の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嘉麻市地域公共交通会議設置条例（以下「新条例」という。）の施行の日以後最初に新条例第3条第2項第4号及び第5号の規定に基づき委嘱される委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年8月31日までとする。
- 3 新条例第5条の規定の適用については、同条第2項の規定により会長及び副会長が互選されるまでの間は、なお従前の例による。

嘉麻市地域公共交通会議設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市地域公共交通会議設置条例（平成27年嘉麻市条例第3号）第10条の規定に基づき、嘉麻市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集通知)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議開催の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

(会議録)

第3条 会長は、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規定（平成22年告示第131号）に準じて、会議録を作成しなければならない。

(補足)

第4条 この規則に定めるもののほか、交通会議に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。